

知的障害者運賃割引規程

知的障害者運賃割引規程

——目 次——

第 1 条	(目 的)		1
第 2 条	(変 更)		1
第 3 条	(用語の意義)		1
第 4 条	(介護者として乗車する場合)		2
第 5 条	(知的障害者割引運賃)		2
第 6 条	(知的障害者割引乗車券の種類)		2
第 7 条	(知的障害者割引乗車券の発行方)		4
第 8 条	(知的障害者割引乗車券の効力)		4

（目 的）

第 1 条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「社」という。）の旅客営業規則（以下「規則」という。）第 36 条第 2 項に基づき、社における知的障害者及びその介護者に対する運賃の割引並びに取扱方に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（変 更）

第 2 条 社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（用語の意義）

第 3 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

（2）前項の知的障害者を、次に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に分ける。

①「第 1 種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

イ 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者

（注）日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

判定された知的障害者であって、次のいずれかに該当する者。

・ 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者

・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

ロ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度の者

(注) 知能指数が 50 以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級又は 3 級に該当する者とされている。

②「第 2 種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(3)「介護者」とは、第 1 種知的障害者又は 12 才未満の第 2 種知的障害者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると認められる者をいう。

(介護者として乗車する場合)

第 4 条 知的障害者が、第 1 種知的障害者又は定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種知的障害者であるときは、知的障害者 1 人に対して 1 人の介護者を付けることができる。ただし、身体障害者用椅子を使用する場合には、2 人まで介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は、乗車券の種類・乗車区間及び通用期間が、知的障害者と一緒に知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(知的障害者割引運賃)

第 5 条 知的障害者割引運賃については、規則第 59 条に定めるとおりとする。

(知的障害者割引乗車券の種類)

第 6 条 知的障害者に対する割引乗車券の種類は、次のとおりとする。

		乗車券	割 引 内 容
第 1 種 知 的 障 害 者	単 独 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	×
	介 護 者 付 乗 車	普 通	知的障害者・介護者とも 5 割引 知的障害者が乳幼児の場合は、 知的障害者は無賃、介護者は 5 割引
		普通回数	知的障害者、介護者とも 5 割引 知的障害者が乳幼児の場合は、 知的障害者は無賃、介護者は 5 割引
		定 期	知的障害者・介護者とも 5 割引 知的障害者が小児の場合は、介護者のみ 5 割引 知的障害者が乳幼児の場合は、 知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注)知的障害者には、通勤又は通学定期は発売する が、介護者に対しては、通勤定期券に限り発売す る。第2種知的障害者についても同じ。
第 2 種 知 的 障 害 者	単 独 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	×
	介 護 者 付 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	知的障害者が小児の場合は、介護者のみ 5 割引 知的障害者が乳幼児の場合は、 知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (知的障害者が大人の場合は、割引しない。)

(注) 知的障害者割引の運賃は、大人・小児とも割引額を差し引いて 10 円単位に切上げた額とする。

(知的障害者割引乗車券の発行方)

第7条 割引乗車券の発売は、次の各号の取扱いによる。

(1) 普通券・普通回数券

普通券は、自動券売機又は改札補充券により発行する。普通回数券は、補充回数券に必要事項を記載のうえ、発行する。

(2) 定期券

定期券発行機により発行する。

(知的障害者割引乗車券の効力)

第8条 知的障害者割引乗車券は、知的障害者とその介護者とは同一列車により旅行する場合に限り有効とする。

2 知的障害者は、乗車券購入の際及び乗車中は療育手帳を常に携行し係員から請求のあったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

3 前項に規定する療育手帳の呈示は、「ミライロID」の呈示をもって、これに代えることができる。

4 この規程によって、購入した乗車券の払いもどしは、知的障害者とその介護者に対する乗車券とについてともに行う場合に限って取り扱うものとする。